

サービス管理責任者の実務要件

別紙2

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)

業務種別	業務内容・資格等	必要とされる年数	
相談支援業務	A 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者	通算5年以上	
	B 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者		
	C 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者		
	D 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
	E 特別支援学校の従業者		
	F 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 ●以下のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格者 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修(※1)の修了者 ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師 ・A、B、C、D、E勤務期間が1年以上の者		
直接支援業務	以下のいずれかに該当する者	通算8年以上	
	社会福祉主事任用資格者		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るものの従業者
	相談支援の業務に関する基礎的な研修(※1)の修了者		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従業者
	保育士		c 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者
	児童指導員任用資格者		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
	精神障害者社会復帰指導員任用資格者		e 特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者
直接支援業務	aからeまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないもの	通算8年以上	
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	上記の期間が通算して3年以上かつ左記の期間が通算して3年以上	

(※1)「基礎的な研修」:介護職員初任者研修(旧ヘルパー研修2級)に相当する研修、介護職員初任者研修以上の内容を取り扱う研修(介護職員実務者研修等)

◎本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日号外厚生労働省告示第544号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室あてお問い合わせ下さい。